鳴門教育大学情報基盤センター利用規程

平成１７年３月１４日
規程第　　１４　　号
改正　平成１９年１月３１日規程第　１号
平成２２年３月２４日規程第５８号
平成２４年３月１９日規程第１３号
平成２６年１月２７日規程第　１号
平成２６年３月２４日規程第５４号
平成３０年２月　１日規程第　５号

鳴門教育大学情報処理センター利用規程（平成１６年規程第８０号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規程は，鳴門教育大学情報基盤センター規則（平成１７年規則第３号）第９条の規定に基づき，鳴門教育大学情報基盤センター（以下「センター」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

（利用目的）

第２条　センターは，鳴門教育大学（以下「本学」という。）における次の各号に掲げる目的のために利用することができる。

(1) 研究
(2) 教育・学習
(3) 業務
(4) その他情報基盤センター所長（以下「センター所長」という。）が特に適当と認めたもの

（利用資格）

第３条　センターを利用することができる者は，次の各号に掲げる者とする。

(1) 本学の役員及び職員(パートタイム職員,外国人客員研究員及び再任用職員を含む。)
(2) 本学の学生，研究生，科目等履修生，特別聴講学生，特別研究学生及び外国人留学生（以下「学生」という。）
(3) その他センター所長が特に適当と認めた者

（利用手続等）

第４条　センターを利用しようとする者は，所定の利用申請書をセンター所長に提出し，その承認を受けなければならない。

２　センター所長は，前項の申請を承認したときは，申請者にその旨を通知するものとする。

３　センターを利用することができる期間は,申請者の在職又は在籍期間とする。ただし,前条第３号に該当する者については，承認された年度を超えない範囲とする。

（利用制限）

第５条　センターの利用を承認された者（以下「利用者」という。）は，承認された目的以

外にセンターの資産を使用してはならない。
２　利用者は，別表に定める制限の下で利用しなければならない。ただし，特別の理由により利用申請し承認された利用者は，この限りでない。
（利用可能施設及び設備等）
第６条　センターで利用できる施設及び機器等は，次の各号に掲げるとおりとする。
(1) センターが管理する情報ネットワーク
(2) センターが管理する機器
(3) 共同利用端末室，教育用端末室，マルチメディア教育実習室，人文棟特殊端末室，自然棟特殊端末室，芸術棟特殊端末室Ａ，芸術棟特殊端末室Ｂ及び健康棟特殊端末室
（利用時間）
第７条　前条各号に規定する施設及び設備等は，保守及びセキュリティのために使用を制限する時間帯を除き，利用することができる。
２　前項の規定にかかわらず，センター所長が特に必要と認めたときは，利用者に対し利用時間帯を制限又は指定することができる。
（経費負担）
第８条　利用者は，センター利用に係る経費を負担しなければならない。ただし，センター所長が特に必要と認めたときは，情報システム運用管理委員会の承認を受け，利用に係る経費を軽減することができる。
２　前項に規定する経費及び負担の方法は，別に定める。
３　情報ネットワークを利用する際の機器の購入及び設置に係る費用は，利用者が負担するものとする。
（研究成果の公表）
第９条　利用者は,センターを利用して行った研究の成果を論文等により公表するときは,原則として当該論文等にセンターを利用した旨を明記するものとする。
２　利用者は，前項の公表された論文等をセンター所長に提出しなければならない。
（情報セキュリティポリシー遵守）
第１０条　利用者は，センターの資産を使用する際には，鳴門教育大学情報セキュリティポリシーに関する規程（平成１７年規程第３号）を遵守しなければならない。
（損害賠償）
第１１条　利用者が故意又は重大な過失によりセンターの設備及び機器等を汚損，損傷，滅失したときは，その原状回復に必要な費用を弁償しなければならない。
（利用報告）
第１２条　センター所長は，必要に応じて，利用者に対し，センターの利用に係る事項について報告を求めることができる。
（利用取消等）
第１３条　利用者がこの規程に違反し，又はセンターの運営に重大な支障を生じさせたときは，センター所長はその者に係る利用を取り消し，又はその利用を停止することができる。
（雑則）
第１４条　この規程に定めるもののほか，センターの利用に関し必要な事項は，センター

所長が別に定める。

附　則

この規程は，平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２４年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は，平成２６年２月１日から施行する。

２　鳴門教育大学情報基盤センター利用細則（平成１７年細則第２号）は，廃止する。

附　則

この規程は，平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成３０年２月１日から施行する。

別表（第５条第２項関係）

事　項	制　限　内　容
利用ユーザＩＤ	原則として，１利用者につき１ユーザＩＤまでとする。
メールアドレス	原則として，１利用者につき１メールアドレスまでとする。